

三次市議会では、多様な人材が議会へ参画しやすい環境づくりをめざし、議会関係ハラスメント根絶条例を制定しました。委員会での実態把握や内閣府調査を踏まえ、市民の責務も規定するためパブリックコメントを実施。議員と市民が互いの人格を尊重し、ハラスメントの防止・根絶を通じて、誰もが安心して議員活動に取り組める、信頼される議会の実現をめざした。

三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例制定の取り組み

広島県本部／三次市職員労働組合・組織内議員 竹田 恵

1. 取り組みの背景

三次市議会では、育児、介護等と議会活動の両立支援について、これまでも育児、介護、出産補助等による本会議及び委員会への欠席に関する規定の明確化、オンラインによる委員会の出席を可能とするといった、委員会条例、会議規則の一部改正を行ってきた。

この度、三次市議会では、2024年選挙による改選後に「議会活性化等検討特別委員会」が設置され、次の課題について調査・研究することとなりました。

- ①議会における人材育成について
- ②議会への多様な人材の参画について
- ③その他議会活性化に関すること

これらの課題のうち、本レポートでは、②を調査・研究し「三次市における議会関係ハラスメントを根絶する条例（以下、「ハラスメント根絶条例」）を制定した取り組みについて報告します。

2. 委員会での調査・研究

委員会では、実際に委員がハラスメントまたは、ハラスメントに該当するのではないかと感じた出来事や聞いたことを集約しました。

また、地方議員の男性32.5%、女性57.6%が、議員活動や選挙活動中に、有権者や支援者、議員等からハラスメント行為を受けたと回答しています。（内閣府調査結果）「ハラスメント根絶条例」には、市民に対しても「一緒に、すべてのハラスメントの根絶に取り組みましょう」と呼びかけ、第4条に『市民の責務』を規定することとしたため、パブリックコメントを実施することとしました。

3. まとめ

近年、SNS等のソーシャルメディアによる誹謗中傷によって、議員活動への影響や家族を含め、議会人をめざす時の大きな障壁となっています。

「ハラスメント根絶条例」を策定することで、議員及び議会としての役割を発揮するため、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律の趣旨に則り、性別を問わず立候補、議員活動等をしやすい環境を整備するとともに、議員及び市民は、互いの人格を尊重し、相互信頼を深めることを通じて、ハラスメントの防止及び根絶に努め、信頼される議会の実現をめざすこととしました。

三次市における議会関係ハラスメントを根絶するための条例

議員は、市民の負託を受けた代表者であり、その負託に応えるため、高い倫理観と品位を保持することが求められる。

しかしながら、議員の地位による影響力を利用したハラスメント行為は、市民及び職員等の尊厳を不当に傷つけるだけでなく、人材の喪失や行政の停滞を招き、ひいては市民福祉の向上や議会活動に支障をきたし、議会に対する社会的な信用及び信頼を失墜させるものである。

一方で、議員に対するSNS等のソーシャルメディア上での誹謗中傷等により、議員が精神的に追い詰められ、平穏な生活を脅かされるといった事象も発生している。また、国の実態調査においても、地方議会議員及び議員になろうとする者に対するハラスメントが、公平な政治参画の機会を阻害している実態が示されている。

よって、三次市議会は、議員及び議会がその役割を十全に発揮できるよう、政治分野における男女共同参画の推進に関する法律（平成30年法律第28号）の趣旨に則り、性別を問わず誰もが立候補し、議員活動を行いやすい環境を整備する。併せて、議員及び市民が互いに人格を尊重し、相互の信頼を深めることを通じて、あらゆるハラスメントの防止及び根絶に努め、市民から信頼される議会の実現を目指すことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、日本国憲法が保障する個人の尊厳、人格権その他の基本的人権の尊重及び政治分野における男女共同参画の推進に関する法律等の趣旨を踏まえ、三次市議会における議員によるハラスメント又は議員若しくは議員になろうとする者に対するハラスメントを根絶することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において「ハラスメント」とは、次の各号に掲げるものをいう。

- (1) パワー・ハラスメント 議会、職場又は地域における優越的な関係を背景とした言動であつて、議会活動、議員活動又は選挙活動（準備活動を含む。）その他の政治活動（以下「政治活動等」という。）上必要かつ相当な範囲を超え、当該言動の相手とされた者（以下「相手方」という。）に対して精神的若しくは身体的な苦痛を与え、人格若しくは尊厳を害し、又は政治活動等の環境が害されるもの
- (2) セクシャル・ハラスメント 政治活動等における性的な言動であつて、相手方に対して不快感を与える言動又はその言動により相手方の政治活動等の環境が害されるもの
- (3) 妊娠、出産、育児、介護等に関するハラスメント 妊娠、出産、育児、介護等に関する言動又は妊娠、出産、育児、介護等に関する制度若しくはその措置の利用に関する言動により、相手方に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、又は政治活動等の環境が害されるもの
- (4) その他のハラスメント 前3号に類する相手方に対する誹謗中傷、事実に反する風説の流布その他の嫌がらせとなる言動であつて、日本国憲法が保障する思想の自由、表現の自由等に配慮しても、なお、一般に許される限度を超え、身体的若しくは精神的な苦痛を与え、又は政治活動等の環境を害するもの

2 この条例において「市議会議員になろうとする者」とは、三次市議会議員選挙において公職選挙法（昭和25年法律第100号）第86条の4第1項の届出をした三次市議会議員（以下「市議会議員」という。）の候補者及び市議会議員の候補者になろうとする者をいう。

（市議会議員の責務）

第3条 市議会議員及び市議会議員になろうとする者（以下「市議会議員等」という。）は、市民の代表者としての責務を自覚するとともに、高い倫理観が求められることを念頭に、ハラスメントが個人の尊厳を不当に傷つけ、人格権その他の基本的人権を侵害する行為であることを自覚し、政治活動等における自らの言動を厳しく律しなければならない。

2 市議会議員等は、ハラスメントとなる言動を行っている者があるときは、その者に対し当該言動は厳に慎むべきである旨を指摘するよう努める等、率先して三次市議会（以下「市議会」という。）からハラスメントを根絶するよう取り組むものとする。

3 市議会議員は、市民全体の奉仕者としての立場を自覚し、常に、かつ、何人に対しても前2項の規定に準じた行動に努めるものとする。

（市民の責務）

第4条 市民は、この条例の趣旨である政治分野における男女共同参画の推進を尊重するとともに、市議会議員等に対するハラスメントの根絶に協力するよう努めるものとする。

（啓発、研修等）

第5条 議長は、第3条及び前条に定める責務の遂行に資するためこの条例の趣旨の市民への周知及び啓発に努め

るとともに、市議会において、及び市議会議員の政治活動等に関してハラスメント事案が発生することを防止し、市議会からハラスメントを根絶するため、市議会議員、市議会事務局の職員その他希望する者に対して、必要に応じて研修を実施するものとする。

2 議長は、ハラスメントに該当する事案の実態調査その他ハラスメントに関する情報の収集、整理及び分析に努め、その成果を前項の研修に活用するとともに、実態調査等の結果を踏まえた市議会による必要な取組の推進に努めるものとする。

（相談体制の整備）

第6条 議長は、市議会事務局の職員の中から指定した者を相談員として従事させるものとする。

2 市議会議員等であってハラスメントによる被害を申し立てる者（以下「申立人」という。）は、相談員に対し、当該ハラスメントに関する相談を行うことができる。

3 相談員は、必要に応じて、当該ハラスメントによる被害の継続又は再発を防止するための措置（以下「被害防止措置」という。）を講じるとともに、警察等の機関と連携して対応するものとする。

（相談事案への対応）

第7条 前条第2項の規定による相談を受けた相談員は、当該ハラスメントに関する事実を確認するため、申立人及び申立人がハラスメントを行ったとする者（以下「被申立人」という。）その他関係者からの聞き取り等、必要な調査を行うものとする。この場合において、相談員は、議長が認める範囲において、この項に基づく業務を他の調査に関する専門的な知識及び経験を有する者に委託し、又は他の職員に補助させることができる。

2 議長は、この条の規定に基づく相談員の業務遂行の自由を保障し、相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員は、当該相談事案に関する秘密を厳守するとともに、調査その他の相談に関する業務を行うに当たっては、申立人及び被申立人の名誉、プライバシーその他の人権の尊重について慎重に配慮しなければならない。

3 第1項の規定による調査の結果、当該ハラスメントに関し市議会による被害防止措置が必要と相談員が認める場合において申立人が求めるときは、当該相談員は議長にその旨を報告するものとする。

4 相談員は、受けた相談が前項の規定に該当しないときは、申立人に対し申立人が自らとるべき措置、行動等について助言するものとする。

5 第3項の規定による報告を受けた議長は、必要に応じ、その他の者の意見を求めることができる。

6 相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員は、第1項から第4項までの規定に基づく業務を行うに当たっては、あらゆる政党及び会派並びに議員その他の関係者の干渉又は影響を排し、中立かつ公平に当該業務を行わなければならない。

（調査協力義務）

第8条 前条第1項の規定により相談員、相談員の委託を受けた者及び他の職員が相談事案に関する調査を行うときは、当該事案の申立人、被申立人及び調査の対象となった当該事案の関係者は、これに協力するよう努めなければならない。

（相談事案関係者の義務）

第9条 申立人及び被申立人並びに相談員は、申立人又は被申立人の利益を不当に侵害しないため、第6条第2項の規定による相談を行い、又は相談が行われている旨、相談員の発言その他相談内容に関する事項を公にしてはならない。

2 前項の規定に反し、同項に規定する事項が正当な理由なく公になったときは、議長は、当該事案に関し中立かつ公平な観点から確認した事実及び公にされた事項のうち事実と反するものを公表し、又は当該相談業務を中止し、若しくは停止する等、申立人の意向を確認した相談員の意見を踏まえ、申立人又は被申立人の正当な利益を守るために必要な措置を講じるものとする。

（被害防止措置等）

第10条 議長は、相談員の報告又は意見を踏まえ、当該ハラスメントに係る市議会による対応として必要と認め、かつ可能な範囲において、被申立人に対し、注意を喚起し、ハラスメントをしないよう求め、又は勧告する等の被害防止措置を講じるものとする。

2 議長は、被申立人が前項の規定による勧告に応じないときその他ハラスメント被害の継続又は再発を防止するために、やむを得ないと認めるときは、相談の内容、調査結果及び同項の措置に関する事項の全部又は一部を公表することができる。

（議長職務の代行）

第11条 議長が調査の対象になったときは副議長が、議長及び副議長が共に調査の対象になったときは年長の議員が、この条例に規定する議長の職務を行う。

（取組状況の公表）

第 12 条 議長は、実施した研修、相談の受付及び対応の状況、第 3 条及び第 4 条に規定する者がそれぞれその責務を果たす上で参考とすべき事例等、この条例に基づく取組の状況を随時公表するものとする。